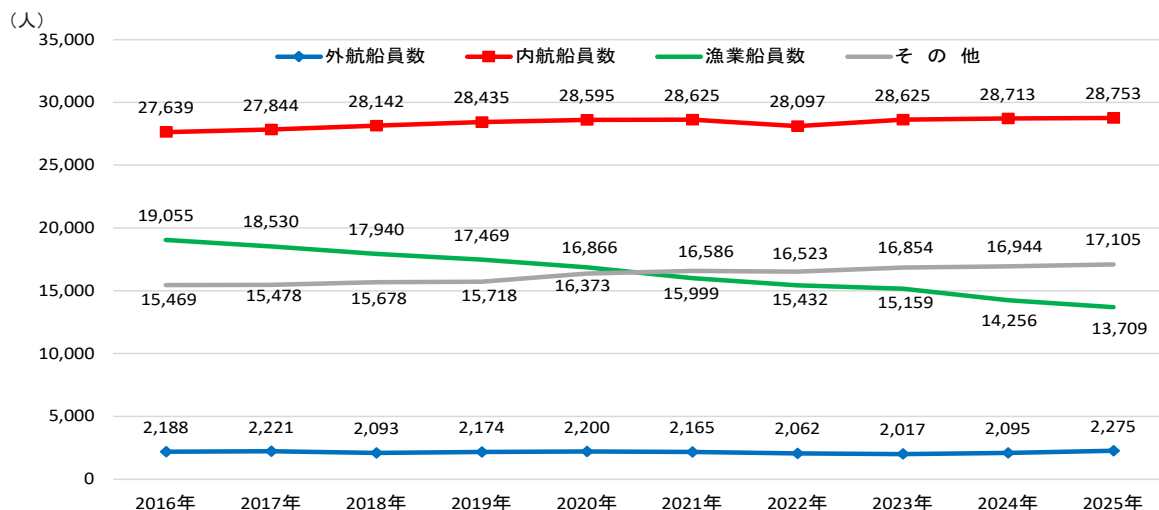


第3章 船員分野

1. 船員数等の動向

【図表 3-1】 我が国船員数の推移

	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	(人)
外航船員数	2,237	2,188	2,221	2,093	2,174	2,200	2,165	2,062	2,017	2,095	2,275	
内航船員数	27,490	27,639	27,844	28,142	28,435	28,595	28,625	28,097	28,625	28,713	28,753	
漁業船員数	19,075	19,055	18,530	17,940	17,469	16,866	15,999	15,432	15,159	14,256	13,709	
その他	15,482	15,469	15,478	15,678	15,718	16,373	16,586	16,523	16,854	16,944	17,105	
合計	64,284	64,351	64,073	63,853	63,796	64,034	63,375	62,114	62,655	62,008	61,842	

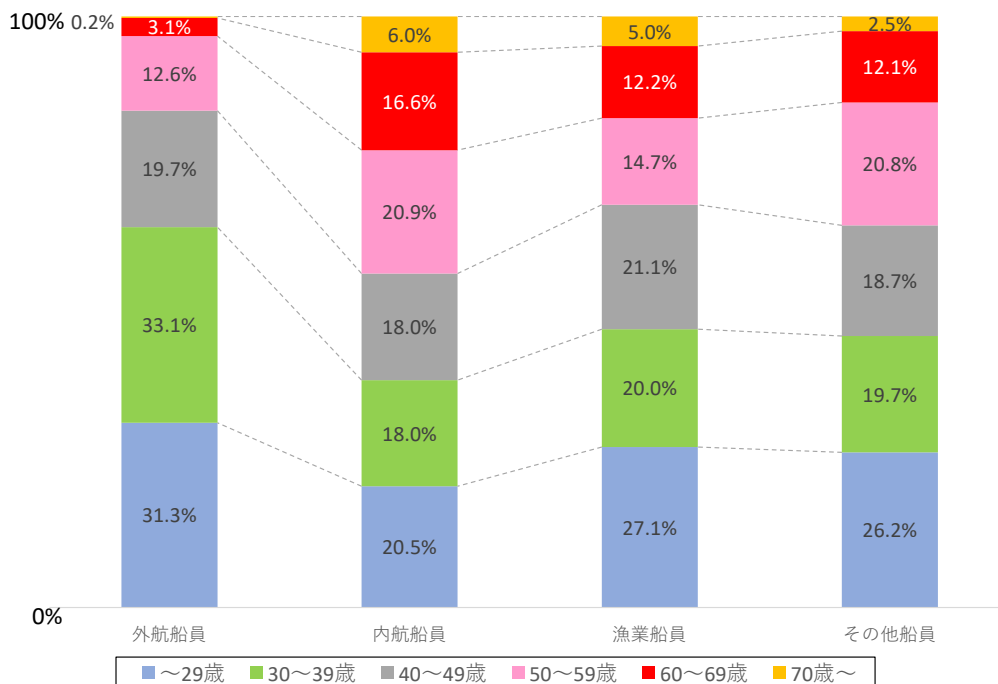


資料) 国土交通省海事局調べによる。(各年10月1日現在)

船員数は、乗組員数と予備船員数を合計したものであり、我が国の船舶所有者に雇用されている船員（外国人を除く。）である。

その他は、官公署船や港内作業船等他の分野に属さない船員数である。

【図表 3-2】 我が国船員の分野別年齢構成



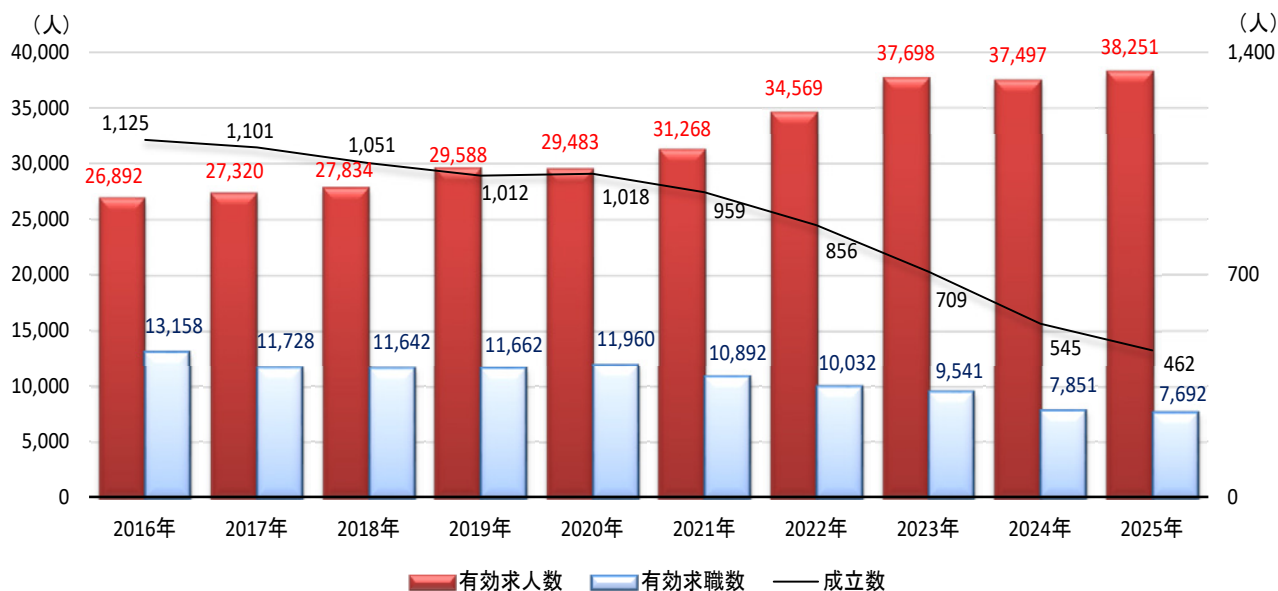
資料) 国土交通省海事局調べによる。(2025年10月1日現在)

我が国に所在する船舶所有者に雇用されている船員（外国人を含む。）の年齢階層別割合である。

その他は、官公署船や作業船等他の分野に属さない船員数である。

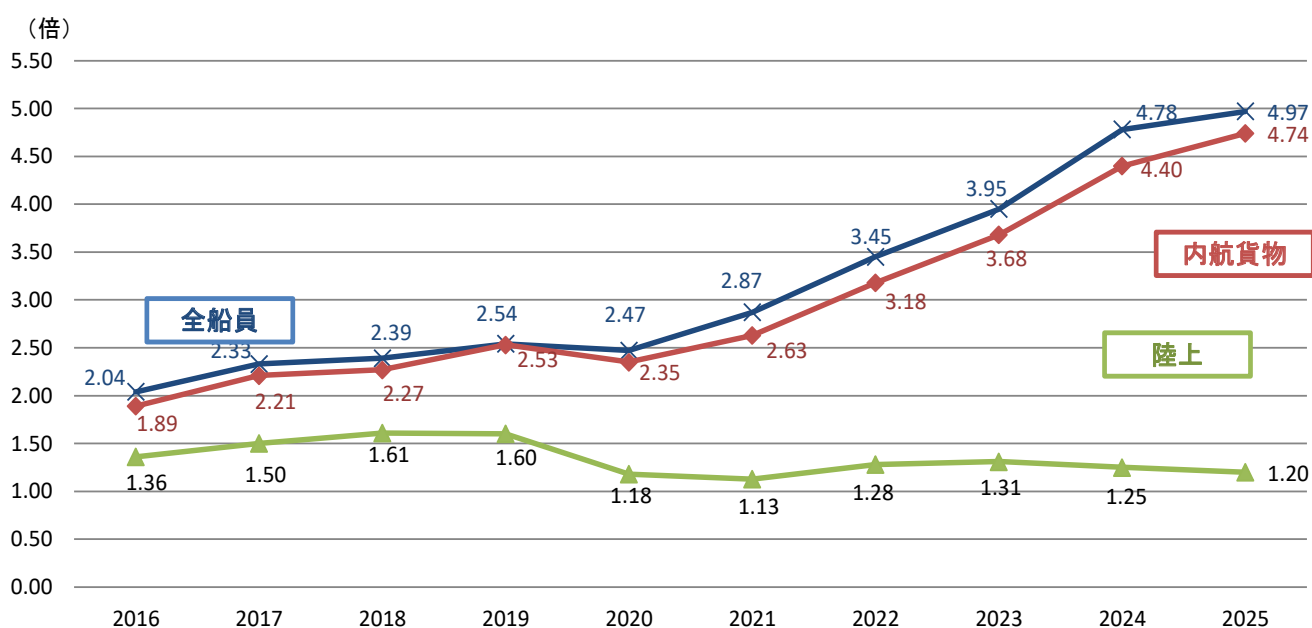


【図表 3-3】 船員職業紹介状況の推移



資料) 国土交通省海事局作成

【図表 3-4】 船員の有効求人倍率の推移

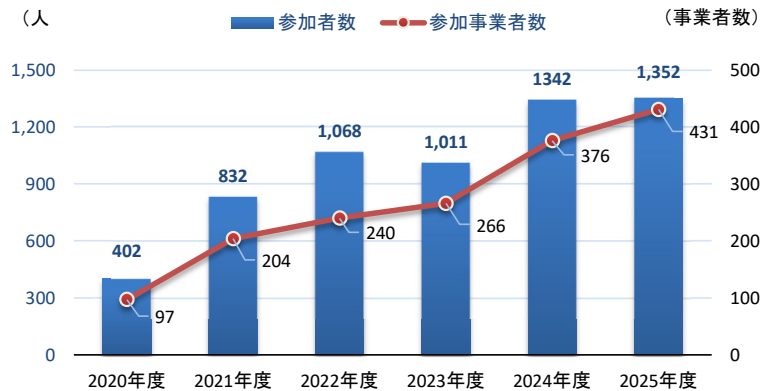


資料) 国土交通省海事局作成



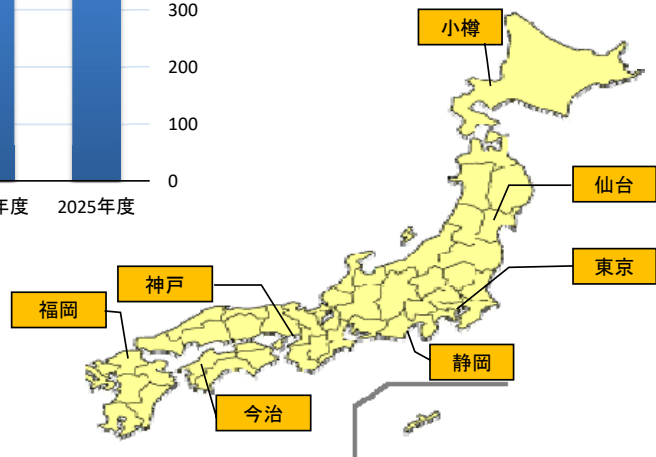
【図表 3-5】 海技者セミナーの参加者数、事業者数、開催地

海技者セミナーの参加者数、事業者数、開催地

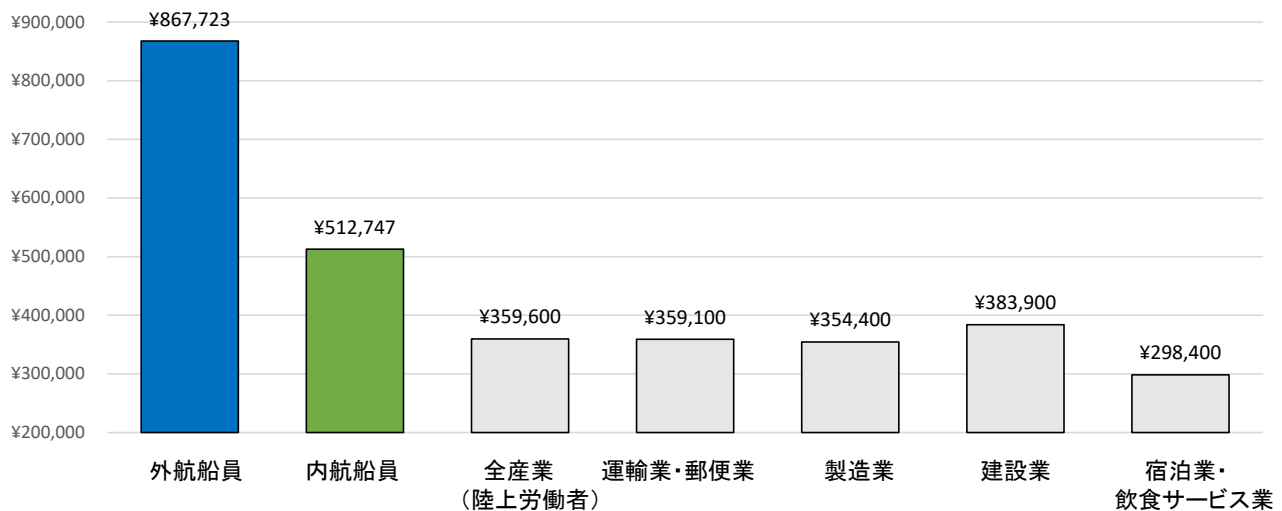


(注) 2020年度及び2021年度は、新型コロナウイルスの影響による開催中止等があった。

資料) 国土交通省海事局作成



【図表 3-6】 船員と陸上労働者の給与（月額）比較



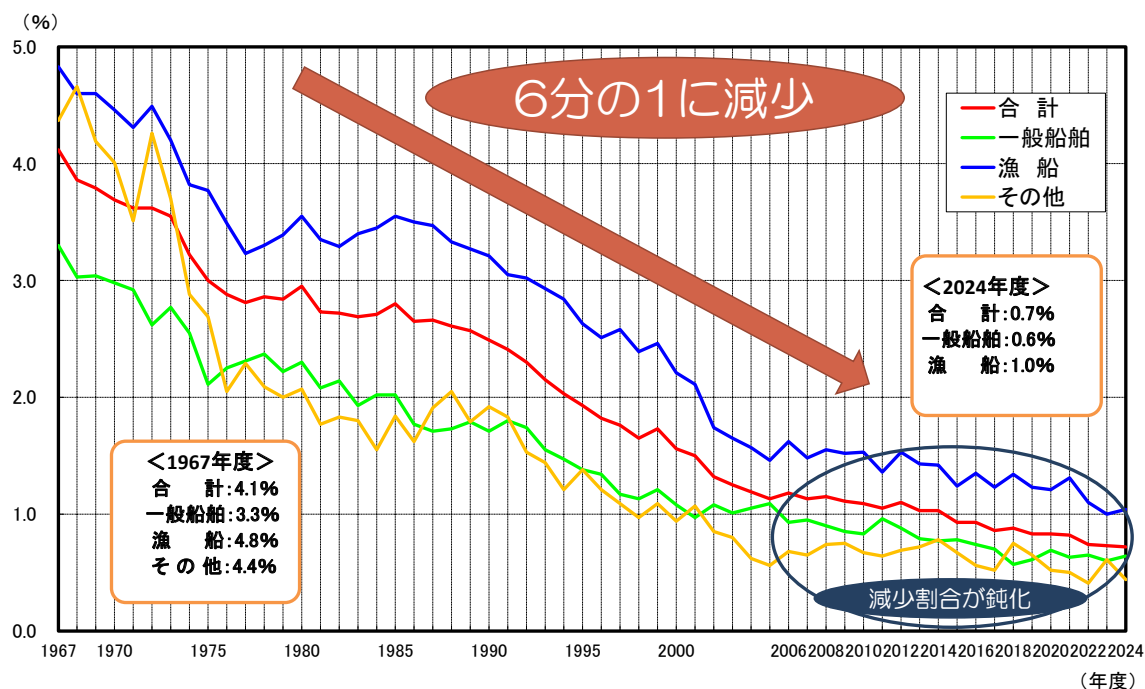
- (注) 1 外航船員及び内航船員の賃金額は、船員労働統計（定期払いを要する報酬（基本給や家族手当等）、時間外勤務（超過勤務や夜間割増）及び航海日当の数値である。
 2 陸上労働者の賃金額は、賃金基本構造統計（きまって支給する現金給与額の企業規模計（10人以上）の数値である
 3 船員は、外航船舶及び内航船舶に乗り組む全ての「船長、職員、部員」の計の数値を用いている。
 4 陸上労働者は、常用労働者のうち短時間労働者を除いた一般労働者の集計結果を用いている。

資料) 国土交通省「船員労働統計」、厚生労働省「賃金基本構造統計」の令和6年6月分のきまって支給する現金給与額により作成



2. 船員災害の発生状況

【図表 3-7】 船員の死傷災害発生率の推移



(注) その他とは、官庁船、曳船、はしけ、起重機船、ガット船その他の船舶を指す。

資料) 国土交通省海事局作成

【図表 3-8】 死傷災害発生率の海陸比較

単位: 百人率

業種別 死傷別		2024年(度)	
		職務上休業	職務上死亡
船員	全船種	0.71	0.011
	一般船舶	0.64	0.003
	漁船	1.01	0.019
	その他	0.42	0.013
陸上労働者	全産業	0.23	0.001
	鉱業	0.96	0.000
	建設業	0.42	0.007
	運輸業	0.70	0.004
	陸上貨物運輸事業 林業	0.91 2.33	0.006 0.062

※1 船員の災害発生率は、船員災害疾病発生状況報告（船員法第111条）による。

陸上労働者と比較するため休業4日以上休業の数値を用いている。

2 陸上労働者の災害発生率は、厚生労働省労働基準局による統計値から算出。

また、同災害発生率は暦年である。

3 その他とは、官庁船、曳船、はしけ、起重機船、ガット船その他の船舶を指す。

資料) 国土交通省海事局作成



3. 船員災害防止のための措置

【図表 3-9】 船員災害防止に関する法令の措置

	船員労働安全衛生規則	船員災害防止活動の促進に関する法律
趣旨	船内作業による危害の防止及び船内衛生の保持に関して船舶所有者及び船員が遵守すべき事項を具体的に規定	船員災害防止計画の策定並びに船舶所有者等の自主的な活動を促進するための質について規定
具体的な規定	- 安全基準、衛生基準、船内作業基準 - 船内安全衛生委員会の設置 - 安全担当者、消火作業指揮者、衛生担当者の選任	- 国による船員災害防止基本計画及び実施計画の作成 - 安全衛生委員会の設置 - 総括安全衛生担当者の選任

【図表 3-10】 2026年度船員災害防止実施計画について

船員災害防止計画とは

船員災害防止活動の促進に関する法律（昭和42年法律第61号）の規定により、国土交通大臣は、5年ごとに船員災害の防止に関し基本となるべき事項を定めた船員災害防止基本計画を作成し、基本計画の実施を図るため、毎年、船員災害防止実施計画を作成しなければならないとされている。

第12次船員災害防止基本計画 (2023年度～2027年度)

船員災害の減少目標

- 第11次基本計画期間の年度平均値と比較し、期間内の年平均の発生率等を次のとおり減少

死傷災害	死傷災害発生率	全体で▼11% (一般船舶等▼20%、 漁船▼6%)
	死亡・行方不明発生人数	全体で▼20%
疾病	疾病発生率	全体で▼9% (一般船舶等▼8%、 漁船▼10%)
	メンタル系疾病の発生人数	全体で▼23%

主要な対策

死傷災害防止	作業時を中心とした死傷災害防止対策
	海中転落・海難による死亡災害防止対策
	漁船における死傷災害防止対策
	船舶の設備等ハード面での安全対策の推進
疾病防止	船員の健康確保対策
	新型コロナウイルス等の感染症等の感染症予防対策
	ハラスメントの防止とメンタルヘルスの確保
	ITを活用した健康管理等の推進
共通	熱中症予防対策
	年齢構成を踏まえた死傷災害・疾病予防対策

2026年度船員災害防止実施計画

船員災害の減少目標

	死傷災害	疾病
一般船舶等	20%減	8%減
漁船	6%減	10%減
全体	11%減	9%減

重点を置く災害の種類

- 2024年度発生状況から以下のとおり。

死傷災害

- ・ 転倒、はさまれ、動作の反動が無理な動作、転落・墜落（全体の約63%）
- ・ 海中転落（死亡・行方不明者の約36%）

疾病

- ・ 生活習慣病（全体の約33%）
- ・ 熱中症（死亡者発生、昨年度の発生数の約2.67倍）

その他重要事項

安全衛生管理体制	船内労働安全衛生マネジメントシステム、安全衛生教育実施、優良事業者認定制度推進
居住環境	快適な居住環境、作業環境整備改善

※下線部は2025年度からの更新箇所

重点を置くべき船員災害の種類に 対応した取組

(1) 死傷災害防止対策

作業時中心	船内設備・作業方法等再検討、作業基準遵守、墜落制止用器具徹底、係船設備点検保守
海中転落・海難	救命衣着用、生存対策講習会受講、小型旅客船特定教育訓練
漁船	船内設備・作業方法等再検討、ライフジャケット着用の徹底、安全推進員等の養成、作業安全学習教材の活用推進、周知啓発キャンペーンの展開、AIS普及促進、STCW-F条約に基づく基本訓練の実施

(2) 疾病防止対策

健康確保	健康検査結果活用、食生活改善、長時間労働、全国健康保険協会と連携した健康課題の改善
感染症予防	感染症予防対策
ハラスメント	ハラスメント防止措置、顧客等からのハラスメント検討
メンタルヘルス	ストレスチェック実施、メンタルヘルス講習会、メンタルヘルス相談窓口の普及
熱中症予防対策	作業環境管理、作業管理、健康管理、労働衛生教育

(3) 死傷災害・疾病 防止対策（共通）

高齢者若年	職場環境改善、健康体力状況把握、安全衛生教育
その他	外国人船員とのコミュニケーションの充実

【図表 3-11】 船員災害防止に関する表彰制度等について



船員労働災害防止優良事業者認定制度

一定期間内に無違反で、災害・疾病の件数が少ない事業者の自主的努力を評価するため、優良事業者として認定する制度。

<認定の種類と要件>

1級

過去5年間継続して無違反であり、災害・疾病の発生状況が基準内であること。一般型2級に認定されていること。



2級

過去3年間継続して無違反であり、災害・疾病の発生状況が基準内であること。



<認定事業者（令和7年8月26日現在）>

- 1級92者
（外航2者、内航37者、旅客船25者、その他28者）
- 2級29者
（内航19者、旅客船5者、その他5者）

<認定、表彰のメリット>

- ・ロゴマークの使用
- ・国土交通省ホームページ等で公表
- ・毎年9月の「船員労働安全衛生月間」で取組を紹介
- ・船員職業安定業務窓口等に提出する求人票に船員労働災害防止優良事業者、大賞及び特別賞受賞者である旨を記載
- ・認定証、表彰状の交付
- ・海技者セミナーに優先的に参加可能（船員安全・労働環境取組大賞の受賞者）

船員安全・労働環境取組大賞 （トリプルエス大賞）

事業者における船員の健康管理及び労働支援等に係る優れた取組について毎年度表彰を実施。

<応募対象>

- ①船員災害防止（災害・疾病）
（例：ヒヤリハット事例の水平展開
船員の安全教育
熱中症対策
感染症予防の取組など）
- ②労働環境向上
（例：船内のライブカメラを通じた陸上からの作業支援
女性の就労支援
居住区の向上など）

<過去3年間の受賞者>

- 令和5年度
 - 【大賞】 株式会社西村組
 - 【特別賞】 太平洋沿海汽船株式会社
東ソー物流株式会社／コーウン・マリン株式会社
- 令和6年度
 - 【大賞】 明和海運株式会社
 - 【特別賞】 向島ドック株式会社
- 令和7年度
 - 【大賞】 鶴見サンマリン株式会社
 - 【特別賞】 加藤汽船株式会社
興和海運株式会社

